

国内希少野生動植物種の削除について(審議)

国内希少種指定解除の検討経過

- 平成24（2012）年8月28日 第4次レッドリストの公表
オオタカは、準絶滅危惧（NT）と評価。
- 平成25（2013）年5月15日 野生生物小委員会
オオタカを国内希少種から解除する方向で検討を開始することについて了承
・平成25年6月3日～7月2日：パブリックコメント
- 平成25（2013）年7月17日 野生生物小委員会
パブコメ結果について報告。
・平成25（2013）年～平成26（2014）年：3つのシンポジウム
- 平成26（2014）年10月16日 野生生物小委員会
指定解除するという方針について合意。ただし、指定解除後の保全策について説明する必要性が指摘された。
・平成28（2016）年1月～3月 指定解除に係る意見交換会（4月までHP上でも意見募集）
- 平成29（2017）年5月22日 野生生物小委員会
オオタカ指定解除を内容とする種の保存法施行令案について了承
・平成29年7月4日～8月3日：パブリックコメント

パブリックコメント実施結果

■国内希少野生動植物種の追加及び指定解除

■鳥獣保護法施行規則の一部改正及び基本指針の一部改正

→2つのパブリックコメントを同じタイミングで実施

→5月22日の野生生物小委員会で示した資料を添付

指定解除後の対応やこれまでいただいた意見に対する考え方について意見を提出

○募集期間

平成29年7月4日(火)～8月3日(木)

○提出方法

電子メール、ファックス、郵送

○提出数

国内希少種指定解除 45通 97件

鳥獣保護基本指針 21通 38件

総数 66通 135件

パブリックコメント実施結果(国内希少種)

○国内希少種指定解除

【解除に関する意見】

- ・指定解除の根拠(個体数や調査方法等に対する疑問や再調査要望など)(18件)
- ・地域差(特定の地域での減少やその評価の必要性など)(13件)
- ・解除への意見(解除は当然、解除に反対など)(4件)

【解除する際の対応に関する意見】

- ・鳥獣法関係(有害鳥獣の扱いなど)(3件)
- ・里地里山(保全の必要性など)(16件)
- ・開発(開発進行の心配など)(8件)
- ・「猛禽類保護の進め方」(法的担保、周知徹底など)(4件)
- ・モニタリング(箇所数の追加、手法の開発など)(10件)
- ・再評価・解除(手順の明確化、再指定の効果への疑問など)(4件)
- ・都道府県への周知(3件)

【その他の意見】

- ・オオタカ識別マニュアル、野生生物小委員会に関する意見など(14件)

指定解除の根拠

	推定個体数	レッドリストカテゴリー
昭和59(1984)年	300～480羽 日本野鳥の会	
平成3(1991)年		第1次レッドデータブック V(危惧種。現在のVU)
平成8(1996)年	1,000羽以上 日本野鳥の会・環境省	
平成10(1998)年		第2次レッドリスト VU
平成17(2005)年	1,824～2,240羽以上 環境省	
平成18(2006)年		第3次レッドリスト NT
平成20(2008)年	平成17年の推定値以上 環境省	
平成24(2012)年		第4次レッドリスト NT

国内希少野生動植物種の選定要件

【種の保存法第4条】

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

【希少野生動植物種保存基本方針】

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

指定解除後の対応

- ① 捕獲等の規制
- ② 流通の規制
- ③ 輸出入の規制

鳥獣保護管理法に基づく規制に移行

- ④ モニタリング

より効果的、効率的に長期間の生息状況を把握するための調査手法、モニタリング箇所などについて、引き続き有識者の意見を聞きながら決めていく。

また、都道府県による計画の作成に対し、分布や繁殖の状況等を継続的に調査するよう、鳥獣法の基本指針に示しているところ。

- ⑤ その他

里地里山：重要里地里山など里地里山保全に向けた施策を推進するとともに、新たに創設した「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を活用し、二次的自然に生息する野生動植物種の保全を図る。

都道府県への周知：都道府県レッドリスト及び都道府県希少鳥獣の運用に当たって適切な配慮を促すとともに、「猛禽類保護の進め方」を引き続き活用するよう周知を図る。